「モバイル・エコシステムに関する競争評価　中間報告」及び「新たな顧客接点（ボイスアシスタント及びウェアラブル）に関する競争評価　中間報告」に関する意見

1．記載された内容に対する意見

＜中間報告の該当箇所：　P98～P129＞

第 1-2.【アプリストア】

7．アプリストアの拘束（Apple）、8．サイドローディングの制限（Google）

＜意見＞

7．アプリストアの拘束（Apple）について

・「アプリによるモバイル・デバイスのリソースへのアクセスを制限するサンドボックス・モデル」は有効と考えます。パソコンで問題となる不正なマクロや添付ファイル、不正な外部記憶媒体、ウイルスの感染などは、サンドボックス・モデルでは機能していない状況にあります。

・（オプション A:サイドローディングを許容する義務）について

① サードパーティのアプリストアをインストールでき、それをデフォルトとして選択できるようにする

② ブラウザを使ってアプリを直接ダウンロードできるようにする

③ プリインストールされているアプリストアを非表示又はアンインストールできるようにする

とありますが、サイドローディングを全面的に開放して、任意のアプリケーションをインターネット上からインストールすることができるようにすることは、パソコンで起きているトラブルと同じトラブルが生じることになると考えられます。警視庁でも、「スマートフォンを利用している方へ」において「アプリをダウンロードする際には信用できるサイトから行い、作成者や提供元が不明アプリはダウンロードしない」と注意喚起しています。サイドローディングを開放することは、現状のセキュリティの確保が難しくなり、安心して利用できる環境が損なわれかねないと考えます。

8．サイドローディングの制限（Google）について

・サイドローディングにおける警告表示については、セキュリティについて消費者（利用者）に知らせる重要な機能であり、必要と考えます。「Google Play」においては、不適切な情報の取得を行っているアプリはアプリストアから排除され、一定のセキュリティが担保されています。これによって、アプリベンダーには不適切な情報の取得を行わないようにする牽制機能が働いていると考えられます。このような状況を踏ま

えると、サイドローディングをしてまでアプリを導入しようとすることは、不適切な情報の取得を行っているアプリを導入してしまうリスクを大幅に高める危惧があります。上記に記載した警視庁の注意喚起からも、サイドローディングに対する警告は有効と考えます。

2. 記載された内容の他に、考慮すべき視点とそれに対する意見

モバイル・エコシステムが現状寡占状態にあることから競争環境の創出について考えられていますが、スマートフォンを利用する消費者の多くは、ネット上の膨大なアプリの中から安全なアプリを自由に選択できるほどの知識は持ち合わせていません。パソコンは使えなくても、スマートフォンでインターネットが利用できることから、ショッピング、検索、エンターテインメント、コミュニケーション等を安全に享受しています。これは、現在のスマートフォンにおけるセキュリティの確保によるところが大きいと考えます。

今後の会議においては、競争の観点からだけではなく、セキュリティやプライバシー保護の観点も含めた検討が必要です。セキュリティに関する専門家や消費者の委員の参加が必要です。

以上